

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（15名）	1
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明	3
報告第1号 専決処分の報告について	5
議案第1号 令和7年度利府町一般会計補正予算	7
議案第2号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算	15
議案第3号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算	15

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和8年1月利府町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（15名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
6番	鈴 木 晴 子 君	7番	金 萬 文 雄 君
8番	土 村 秀 俊 君	9番	浅 川 紀 明 君
10番	今 野 隆 之 君	11番	小 渕 洋一郎 君
12番	高 久 時 男 君	13番	伊 藤 司 君
14番	鈴 木 忠 美 君	15番	羽 川 喜 富 君
16番	永 野 涉 君		

欠席議員（1名）

5番	皆 川 祐 治 君
----	-----------

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	村 田 晃 君
総 務 部 総 務 課 長	
兼選挙管理委員会事務局長	和 田 あずみ 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
企 画 部 財 務 課 長	石 垣 伴 彦 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保健福祉部長兼地域福祉課長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部子ども支援課長	加 藤 典 子 君
経 済 産 業 部 長	藤 岡 章 夫 君
経 済 産 業 部 商 工 観 光 課 長	佐 藤 瑞 穂 君
都 市 開 発 部 長	福 島 俊 君

令和8年1月臨時会会議録（1月21日 水曜日分）

都市開発部施設管理課長	大和田 浩 史 君
上下水道部長兼上下水道課長	川 口 優 君
会 計 管 理 者	千 田 耕 也 君
教 育 部 長	阿 部 昭 博 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
上下水道部上下水道課経営係長	佐 藤 園 華 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	太 田 健 二 君
主 査	鈴 木 則 昭 君
主 事	斉 藤 杏 太 君

議 事 日 程 （第1日）

令和8年1月21日（水曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 報告第1号 専決処分の報告について
 - 第 4 議案第1号 令和7年度利府町一般会計補正予算
 - 第 5 議案第2号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算
 - 第 6 議案第3号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（永野 渉君） おはようございます。

ただいまから令和8年1月利府町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名です。

会議規則第2条の規定により、5番皆川祐治議員より欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野 渉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番今野隆之君、11番小淵洋一郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（永野 渉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

なお、本日の日程につきましては、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第3 報告第1号から

日程第6 議案第3号まで

○議長（永野 渉君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告についてから日程第6、議案第3号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本臨時会に提案しております報告1件、議案3件について、順次御説明申し上げます。

初めに、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、昨年10月15日、菅谷台三丁

目地内の町道菅谷台6－4号線において、会計年度任用職員が緑地帯の除草作業を行っていた際、飛び石が駐車中の車両の一部に損傷を与えたことについて、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、この損害賠償については、全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されることとなっております。

次に、議案第1号令和7年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5億171万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億811万1,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費につきましては、R I F U暮らし応援商品券配布事業をはじめとする2件の事業について、繰越しの手続を行うものであります。

今回の補正予算につきましては、物価高騰による経済的影響の軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を財源とし、各種事業を実施するため、それぞれ必要な経費を計上するものであります。

内容といたしましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地域の実情に合わせたきめ細やかな支援を行うため、町民1人当たり8,000円分の商品券配付や各保育施設等へ給食賄い材料費の助成を行うものであります。

また、町内の一般家庭及び事業所を対象に、令和8年3月から5月までの水道基本料金3か月分の減免を行います。

なお、今回の補正予算では、令和8年3月請求予定の1か月分を減免するため、水道事業会計への繰出金を計上し、令和8年4月、5月の請求予定分については令和8年度当初予算に計上する予定としております。

さらに、子育て世帯に対して物価高対応子育て応援手当として子供1人当たり2万円の給付を行うほか、低所得ひとり親世帯に対しては1世帯当たり1万円の給付を行うものであります。

その他の内容につきましては、国からの普通交付税の追加交付に伴い、必要な経費について増額するものであります。

次に、議案第2号令和7年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的収入の補正につきましては、一般会計補正予算の提案理由でも御説明申し上げましたとおり、物価高騰による経済的影響の軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源

とし、3月請求分の水道基本料金の全額を減免し、減収分を一般会計から繰入れするものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正の収入につきましては、水道管の耐震化を推進するため、国の補正予算により社会資本整備総合交付金の追加内示があったことから、国庫補助金を300万円増額し、支出につきましては建設改良費を2,400万円増額するものであります。

次に、議案第3号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算でございますが、第2条資本的収入及び支出の補正の収入につきましては、老朽化した下水道管渠の改築工事に要する事業に対し、国の補正予算により社会資本整備総合交付金補助金の追加内示があったことから、国庫補助金及び企業債をそれぞれ1,800万円増額し、支出につきましては当該事業に要する工事費として建設改良費を4,600万円増額するものであります。

第3条企業債の補正につきましては、公共下水道事業の増額により限度額を変更するものであります。

以上が本臨時会に提案いたしております報告1件、議案3件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（永野 渉君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番浅川議員。

○9番（浅川紀明君） 今回の事案は、これまでも度々起こっていると承知しています。なぜこのような事故が再び起きたのかということで、非常に疑問を感じます。私、以前、去年の秋頃だったんですけども、ある道路を通行しているときに、町の職員の方が道路沿いの草刈り作業をやっているのを見かけました。それで、それ以前の事故があったことを踏まえて、ちゃんとペアを組むなりして、刈る人と網を持って車への影響、石はねがないようにする、そういったペアリングでやっているのかなあと思っていたんですが、草刈り作業の効率化を図る狙いか、分散で同時並行的に、誰も網を持っていないということがありました。今、施設管理課のほうでどのように指導されているのか、お伺いします。

あわせて、複数で作業をやるときに、やっぱり安全管理面、その他作業の効率を図る意味で、誰かが長となって、指揮官となって仕切ることが大事だと思うんですが、そのような指定はさ

れていますか。

その2点、お願いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） 御質問にお答えいたします。

指導につきましては、これまで同様に、除草作業をする人間と、そのそばで防護ネットを必ず設置するということを徹底指導しております。

また、リーダー的存在ということになりますが、年度当初より8名の中の1人に作業のリーダーということでお願いしてございまして、作業前の確認であったり、その日その日のスケジュール等を率先して指示、指導といたしますが、業務内容の確認等を行っていただくこととしております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 9番浅川紀明議員。

○9番（浅川紀明君） 今課長がおっしゃったような指導がなされていたにもかかわらず、今回のようなことが起きたということで、実際今回は指導のとおりやっていた結果なのか、残念ながら指導漏れでこのような事態になったのか、それを教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

今回も飛び石の防護ネットというのはやっておりました。しかしながら、電柱付近の除草をするに当たりまして、機械除草の作業をしている人間が方向転換をちょっとした際に飛び石をしてしまったということになっております。なので、今後方向転換する際は防護ネットの位置も一緒に同時に動くようにという指導もしております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 9番浅川議員、3点目。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。

これまでは、たまたま物損で済んだと思うんですね。ただ、これが人損、例えば失明に至ったとか、そういったことになるととんでもないことになるので、さらなる指導の徹底、それからリーダーのその都度の明確化の指導をよろしくお願いします。

○議長（永野 渉君） 答弁は要りますか。（「お願いします」の声あり）

では、施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

今後も定期的なミーティング等を図りながら、落ち度のないように、作業確認であったり指導徹底をしていきたいと思っております。

また、リーダーの育成等についても力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか、ございませんか。（「関連」の声あり）では、関連。2番阿部議員。

○2番（阿部彦忠君） リーダーの方への指導、教育もなされているということは十分に分かりました。

このリーダーをされる方は、現場において共に作業をしながら周りを見ているということなのか、作業には当たらず、安全管理に注力されているのか、そのあたりをお聞きしたい。

あとは、そのときに使っていた草刈りの刃なんですけれども、ワイヤータイプであったり金属製のものであったり、様々ありますが、どちらをお使いになっていたか、教えてください。

○議長（永野 渉君） 以上2点、施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（大和田浩史君） お答えいたします。

リーダーについても、常時作業に当たります。ただ、その都度安全管理に回る人間も配置しまして、8人中、作業をする者と、例えば交通整理する者であったり防護ネットを配置する者という形で、随時作業によってやっております。

また、草刈り機の種類ですが、金属製のものを使用しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第4 議案第1号 令和7年度利府町一般会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第4、議案第1号令和7年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には、一巡した後にお願いいたします。

また、質疑は重複しないよう、関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。10番今野議員。

○10番（今野隆之君） 私からは2点伺います。

まず1点目、R I F U暮らし応援商品券配布事業についてですが、8,000円というこの金額の設定の根拠ですね。

それと、期限設定が令和8年4月1日から9月30日になっていますが、なぜこの期限設定なのか、伺います。

2点目。物価高対応子育て応援手当、これは一律2万円というふうなことですが、金額設定の根拠を伺います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 以上2点、当局、答弁願います。商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

まず1点目のR I F U暮らし応援商品券配布事業につきまして、1つ目の1人当たり8,000円としたことの根拠ということですが、こちらは国から来ます交付金の部分と、あとこちらのほうで配付するのに当たりまして、総合的に考えて8,000円ということにしております。

あともう一つ、利用期間が4月から9月までということの設定の根拠ということですが、こちらは実施主体になります商工会との調整によりまして、最大、一番使える6か月ということになりましたので、長く使っていただけるようにということで、4月から9月ということで設定をしております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

2点目の一律2万円に関してでございますが、こちらは国が定めます物価高騰対応子育て応援手当支給事業をそのまま町のほうでも実施させていただきます。全国的に実施している事業となります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 10番今野隆之議員。

○10番（今野隆之君） では、再質問します。

8,000円という金額設定の根拠ですけれども、具体的に例えば5,000円とか1万円というのもあると思うんですけれども、なぜ8,000円なのか、そこを伺いたかったんですね。

それと2点目、期限ですね。これ、想定使用率はどのぐらい見込んでいるのか。それと、未使用リスクというのがありますよね。そこら辺はどのように考えているのか。

次に2点目、物価高対応子育て応援手当ですけれども、一律2万円、これは全国的に一律2万円でやっているという認識でよろしいのでしょうか。

それと、所得制限を設けなかった理由ですね。これは児童手当対象者に限定しているから制限を設けなかったのか、そこら辺のところ、具体的にお願いします。

○議長（永野 渉君） 以上2点。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 1点目の商品券についてお答え申し上げます。

まず8,000円の根拠でございますが、こちらにつきましては国のほうが1人1万円程度という目安の金額を示しております。その中で、町が商品券事業と、あとは物価高騰対応ということで水道の減免、賄い材料費というものを事業的に考えたときの内訳として、8,000円というような金額を基準としたものでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 続いて、子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） 2点目にお答えいたします。

こちらは国が実施する事業となりますので、そちらを市町村が実施するという形になります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 10番今野議員。

○10番（今野隆之君） 1点目の金額については分かりました。

想定使用率とか未使用リスクについての回答がなかったので、そこら辺をお願いします。

それと2点目、これも所得制限を設けなかった理由ということで伺っていましたが、その回答をお願いします。

○議長（永野 渉君） では1点目、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

想定の利用率ということでございますが、前回の令和4年度に行いましたプレミアム商品券

の換金率のほうが99.58%というふうになっておりますので、今回もそちらのほうの利用率になるのではないかとこのように想定をしております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

まず、国のほうで児童手当を受給している方々ということで、現在児童手当のほうは所得制限を設けておりません。そちらの方々への給付となりますので、こちらのほうで児童手当受給者、そして公務員の方々に手当を支給するという形になります。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか、ございませんか。9番浅川紀明議員。

○9番（浅川紀明君） R I F U暮らし応援商品券のことでお伺いします。2つあります。

一つは、商品券の詳細について説明をお願いします。プレミアム商品券とは違うとは思いますが、町の中小企業の小売商店の振興も含めて、町内の大型店、小売、全部のところで使えるようなものなのか、そういったところを詳細をお願いします。

それからもう1点は、商品券をやるということに決めた経緯について、例えば多賀城とか一部の自治体では現金給付といったこともやっているやに聞いています。最終的に利府町の場合は商品券としたと。その辺の検討の経緯について、「これこれこういう案が出たけれども、最終的にこういうメリットを勘案して、これにした」という説明をお願いします。

○議長（永野 渉君） 以上2点。1点目、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

まず1点目の商品券の詳細ということで、利用できる店舗のところということでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、町内の全ての企業さんを対象にこちらの事業に参加していただけるかどうかを募りまして、参加いただいた店舗さんで使えるようにしてまいりたいと思います。

こちらは実施主体が商工会になりますが、商工会の会員のみならず、会員になっていないところにも範囲を広げまして、広く使えるところを募っていきたいと思っております。

参考までに、前回商品券の事業を行ったときには、全体で235店舗のほうに参加をしていただいております。令和4年度以降、町もいろいろ発展しまして、お店もたくさん増えておりますので、そちらのほうも今回参加していただけるように広く呼びかけまして、消費者の方がいろ

んなところで使えるようにしていきたいというふうに考えております。

あと2点目、なぜ今回商品券にしたのかと、現金の給付であったりですか、あとはアプリのポイントであったりとか、そういったところがあったと思うんですけども、そちらのほうは全体的に調整をいたしまして、一番身近に、今までやっていたところもありますので、商品券が一番の皆さんにお使いいただくのが利便性がいいのではないかとということと、あとはたくさんのお店に参加をいただけるということで、商品券のほうにした経緯がございます。

以上でございます。（「了解です」の声あり）

○議長（永野 渉君） そのほか、ありませんか。3番須田議員。

○3番（須田聡宏君） では、商品券について御質問いたします。

資料のほうに、商品券の渡し方、配付の仕方、プッシュ式というふうな形なのかなと思うんですが、プッシュ式というのは一般の方は聞き慣れないかもしれません。こういった内容について御説明いただきたいということが一つ。

それから、いつ頃実施されるのかという、期間じゃなくて配付されるのはいつ頃を予定しているのかというのをお願いします。

それから、この事業をするに当たって、事務費がかかると思うんですけども、その事務費の内訳について、例えば印刷にはどのぐらいかかるのかとか、郵送の場合、商品券であればこれは例えば簡易書留になるのか、どういうふうになるのか。

それから、個人個人に8,000円分ということなので、例えば1世帯まとめて来るのか、1人ずつ小分けになって来るのかというところ、事務的なところですが、そういったところをお聞かせ願います。

○議長（永野 渉君） 3点、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

プッシュ型といいますのは、こちらのほうから各御家庭、個人の方宛てに郵送をするやり方のところがプッシュ型というものでございます。

2点目の実施の予定になりますが、お早めにお届けをしたいので、なるべく調整をいたしまして、3月下旬には郵送を開始できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の事務費のところにつきましてですが、まず印刷ですとか、あとはこちらの事業をやっていますとか、あと参加している店舗なんですよというのを皆さんに広くお知らせするために、チラシ、ポスター、ステッカーなども作りますが、そちらが大体、印刷に300万円、あとは

チラシですとかポスターに係るものが30万円ぐらい、あと郵送のほうにつきましては全部で1,000万円弱ぐらいのものを、郵便局さんのほうにゆうパックで郵送をしていただくようになります。

御質問のありました個人ごとになるのか世帯ごとになるのかですが、郵便局さんのほうにお願いをいたしまして、世帯ごとに一つのものにまとめて郵送をしていただくようになります。

1人ずつになりますと、全部の郵送代がちょっとかかってしまいますので、そちらのほうを抑えるためにも世帯ごとにまとめて梱包していただいて、ゆうパックで郵送をするというふうになって、そちらの作業を郵便局さんのほうに委託するようになります。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 3番須田議員。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。

プッシュ型で配付ということは、郵送で来るということになると思うんですけども、前のプレミアム商品券の場合には、買いたい方が御自身で購入して、プレミアム分の料金が高めというようなメリットがありました。その場合は、買う人が自分の意思で買っているんですけども、今回の場合には送られてくるので、自分でもらったことを忘れてたりとか、全然意識がないまま放置されるという可能性も出てくるのかなというのがちょっと懸念材料なので、プレミアム商品券は99.58%というすごい使用率だったんですけども、これからは少し下がってしまうんじゃないかという懸念があるんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、プレミアム商品、販売型のものとプッシュ型では、その券を持っている方の意識が違うということは確かに想定されますので、折に触れてお知らせをして、開始されました、使い始められます、あとは期限が近くなりましたらお手持ちのものをぜひ使ってくださいというふうに広報していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか、ございませんか。2番阿部君。

○2番（阿部彦忠君） ただいまの須田議員の御質問の答弁で、期限を忘れないように広報していくという答弁がございました。特に御高齢者の方に関しては、例えば利府町で行っているLINEですとか、使っていない方も多いかと思います。そうしますと、スピード感を持った御

案内というのが課題になってくるかと思えます。印刷にも時間がかかり、入稿してからお手元に届くまでの期間というのも想定されますが、そのあたりはどのように予定されていますでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

各個人、あとは年齢層によりまして周知のほうの媒体を変えていくということは、周知する上で非常に大事なことだと思っておりますので、もちろんLINEなどでスピード感を持って周知するところもありますが、広く皆様に確実に伝わるところということを考えまして、あらゆる媒体ですね、回覧ですとか広報誌とか、そういったところも想定して、周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） よろしいですか。

そのほか、ございませんか。15番羽川議員。

○15番（羽川喜富君） 関連で1点だけ。

RIFU暮らし応援商品券の関連ですけれども、不在になっているところにもし配達されて、現在いらっしゃらないと、その方がいつ帰ってくるかという形が分からないと。そういうときに、郵送関連が一回戻っていくと思うんですけれども、再度それはどういう形で配付するという形の対応の仕方になりますか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

先ほど郵送の仕方について郵便局のほうのゆうパックでということでお答えをいたしました。こちらは追跡が可能になっておりますので、不在のところは不在票が入りまして、また再配達調整などもいたします。

ただ、それでもどうしても受け取っていただけない御家庭があった場合には、一度役場のほうに商品券が戻ってきますので、改めてこちらのほうでそちらの御家庭に商工観光課の名前で「こういったことで商品券が戻ってきておりますので、ぜひ受け取りに来てください」という周知を郵送で御通知を申し上げるようにすることとしております。

以上です。

○議長（永野 渉君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか、ございませんか。4番高木議員。

○4番（高木綾子君） では、私から2点質問いたします。

まず商品券の配付の件なんですけれども、事務費の印刷費、先ほど300万円ぐらいと回答がありました。こちらの印刷に関しては業者さんが決まっているのか、一般入札または指名入札、それとももう特定の印刷業者さんが決まっているのか、その点を伺いたいのが1点です。

それと、もう一つは保育施設等食料賄い費補助金の支給事業の件ですが、こちらは対象が25施設になっておりますが、25施設に均等に配付されるのか、それとも在籍人数によるのか、教えてください。

○議長（永野 渉君） 以上2点、当局、答弁願います。1点目、商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

印刷を実際にする会社さんがどこになるのかとか、あとはどういうふうに決めていくのかという御質問かと思いますが、今回の商品券事業の実施主体が商工会のほうになります。町といたしましては、商工会に補助金をお出しして事業をしていただくという形になっておりますので、印刷を依頼する会社は商工会のほうで決定するようになりますので、こちらとしてはちょっと分かりかねますので、御了承いただければと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 2点目、子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（加藤典子君） それでは、補助の算定根拠につきましてお答えいたします。

在籍人数かどうかについてでございますが、まず算定につきましては、菅谷台保育所の賄い材料費決算相当額から児童1人当たりの月額を算出いたしまして、消費者物価指数を乗じ、児童1人当たりの影響額を算出いたしました。そして、各園ごとの12月1日の在籍者数により補助額を算出しております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第1号令和7年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第5、議案第2号令和7年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第2号令和7年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第6、議案第3号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第3号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年1月利府町議会臨時会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん、御苦労さまでした。

午前10時37分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長太田健二が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和8年1月21日

議 長

署名議員

署名議員